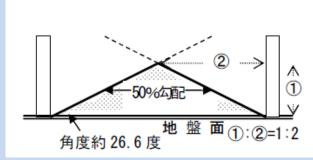
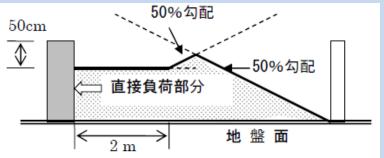
廃棄物の保管には保管基準があります。 守れていなければ、 罰則が適用される場合があります!

廃棄物保管事業者が守るべき事項

保管基準の遵守

- □ 周囲に囲いを設けていますか。
- □ 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、 悪臭発散防止のための措置を 取っていますか。
- □ 屋外で保管する場合、最大積み上げ高さを 超えていませんか(下図)。





掲示板の設置

- □ 掲示板(60cm×60cm 以上)を見やすい 場所に設置していますか。
 - ※最大保管高さは、屋外において容器を用いずに 保管する場合のみ表示が必要です。

掲示板の例 産業廃棄物 保管場所 株式会社〇〇工業代表取締役 大阪太郎 名称及び代表者氏名 本社所在地 〇〇市△△区□□町1-2-3 CM 以 管理部 大阪 次郎 責任者氏名 連絡先電話番号 0 6-××××-××× 9 金属くず、廃プラスチック類 産業廃棄物の種類 最大保管高さ※ 60 cm 以上

届出が必要な場合があります

届出対象者

【廃棄物処理法】

詳しくは、大阪府ホームページをご覧ください。

・産業廃棄物の保管場所の面積が300 ㎡以上

【大阪府循環型社会形成推進条例等】

大阪府 自ら保管

検索

- ・産業廃棄物を保管する敷地面積が300 ㎡以上(大阪市内は200 ㎡以上)
- 【届出先】大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課電話:06-6210-9570(直通)
- ※保管場所が大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の場合は、各市に届出をしてください。